



# さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

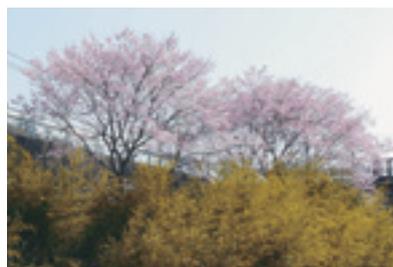
みなさんの近くにも  
桜の名木がありますよ！

## 主な内容

施政方針	2
平成26年度当初予算	5



## 桜特集



### IP電話番号

村役場代表 5000~5004  
 議会事務局 5005  
 教育委員会 5006  
 社会福祉協議会 5007

総務企画課 TEL.679-2113 産業環境課 TEL.679-2115 建設課 TEL.679-2970  
 住民税務課 TEL.679-2114 健康福祉課 TEL.679-2971 保育所 TEL.679-2217  
 議会事務局 TEL.679-2152 社会福祉協議会 TEL.679-2304 **FAX.679-2125**  
 教育委員会 TEL.679-2817 FAX.679-2173

### 土・日・祝日 および夜間

●TEL.679-2111  
 ●IP.5000~5004  
 ●FAX.679-2125

平成26年度

# 施政方針

佐那河内村長 原 仁 志

新年度を迎えるにあたり、本村の振興発展、村民の穏やかな生活と村づくりに村民がかかわれるため、誠心誠意努力することをここに表明し、私に取り組む主要なこととして、次の6点を挙げさせていただきます。

## 第1 防災・減災対策について

巨大地震や台風災害の防災・減災対策として、昨年来議論をいただいています庁舎の改築がございます。今さら申し上げるまでもなく、防災拠点施設として現在、庁舎の耐震には大きな問題があります。

現在、検討委員会で場所等の選定をいただいておりますが、早い時期に場所を決定し、基本設計、実施設計へと進めていかなければならないと思っています。また、防災計画の見直し、消防施設または消防体制の整備など、東日本大震災後に対応が求められている重要な課題に取り組みます。

## 第2 人口問題としての若者定住促進について

現在本村で生活をされている村民は、およそ2,400人ほどかと思われませんが、26年後の2040年には本村の人口が1,400人ほどと人口問題研究所は推測して

います。現在、本村では移住交流支援センターを活性化し、この問題に取り組んでいますが、今後はさらに空き家の活用や村営住宅の建設等の住宅施策を展開し、1人でも多い若者定住を進め、村の活力を進めなければならないと考えています。

## 第3 村民の健康増進について

本村の国民健康保険加入者の1年間の医療費は、1人当たりおよそ46万円程度です。長野県には1人当たり20万円を切っている自治体もあると聞いています。

本村についても、数年前に医療費の増加に伴い、財政負担に苦慮しましたことは記憶に新しいことです。その他、介護保険、後期高齢者医療保険の健全な運営の基本は、村民の健康であります。健康増進の取り組みを進め、健康で村民の笑顔の絶えない村にしなければなりません。さらに、救急体制の整備や高齢者の外出支援の充実も進めたいと思います。

## 第4 農業振興について

先祖伝来の農業が本村の基幹産業であります。担い手の高齢化や後継者の減少、耕作放棄地の増加など、本村の農業を取り巻く環境は誠に厳しいものがあります。

しかし、農業なくして本村は成り立たちません。本村の農業を考えたとき、国が唱えています大規模化は必ずしも当てはまらないかもわかりません。中核の農家による温州ミカン、スタチ、イチゴ、シイタケ、ネギ、キウイフルーツ等の生産、また高齢者や兼業農家、あるいは省力的農業に不向きな地域での佐那河内米の生産、菜の花、甘長トウガラシなどの栽培、こうした多様な形態の農業こそ本村の農業の姿ではないかと思っています。

今後も被害の増加が見られます鳥獣害対策をはじめとして、本村の基幹産業として農業の振興に努めてまいります。

さらに、再生可能エネルギーの売電益を農業施策や本村の振興に活用したいと考えています。

## 第5 子育て、教育について

本村は小・中学校の耐震化も既に終了しています。今後ますます少子化が進みますが、佐那河内村の将来を担っていく子どもたちの成長をさらに支援し、特に保育所、小学校、中学校、学童保育を体系的、一体的な連携を図り、保育所から中学校までの教育をもって、1人でも多く本村に残ってもらう郷土愛にあふれた子育てをしなければならないと思っています。また成人後、本村から巣立っていく子どもたちにとっては、佐那河内村で育ったことを誇りに思い、広く世界に羽ばたいてほしいと考えています。若者定住とも関連し、子育て、教育を通して若い人たちの定住を図りたいとも考えています。

## 第6 生活基盤整備の促進について

国道438号上八万バイパス、一ノ瀬工区の一日も早い工事着工、主要地方道小松島佐那河内線の高樋峠付近のバイパス工事、国道438号の旧佐那河内中学校下の歩道整備、県道勝浦佐那河内線の尾尻地区での改良工事、さらには、砂防事業としての村役場東の高森東谷地区の砂防堰堤工事等を進めなければなりません。

徳島市大久保峠付近は本村の区域ではありませんが、主要地方道小松島佐那河内線の基幹道路として、大久保峠の改良工事も徳島市とともに進めたいと思っています。

以上、6項目が主要な取り組みです。

なお、その他各種税金や保険料、使用料の収納率の向上、安全でおいしい水道水の供給と施設の管理、農業集落排水施設の機能強化や健全な経営、さらには村財政の健全化等も図らなければならないと思っています。私の基本的な姿勢は、1人でも多い村民が村政に参加いただくことです。いろいろな整備事業を実施するに当たり、ソフト事業を先行し、一定の方向性や村民の理解、参加が得られた後にハード事業への着手を手順として施策の展開をしていきたいと思っています。また、村民の皆様や職員の意欲を大切に、自主的、積極的な頑張りを支援したいと考えています。

以上、簡単ではありますが、村政に取り組む所信とさせていただきます。



## 当初予算に計上された主な予算措置

新→新規事業  
 継→継続事業

### 「全ての村民が元気で豊かに暮らせるために」

●地域子育て支援拠点事業	264万円
●地域福祉計画策定事業	330万円
●総合保健福祉計画策定事業	222万円
●乳幼児医療事業（満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）	1,262万円
●子ども・子育て支援事業	373万円
●学童保育事業	445万円
●ファミリーサポートセンター事業	13万円
●病児・病後児保育事業	25万円
●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	50万円
●老人クラブ補助事業	214万円
●シルバー人材センター運営事業	270万円
●生きがい対応型デイサービス事業	60万円
●救急搬送事業	1,190万円
●救急対策事業	300万円
●徳島市夜間休日診療所利用事業	120万円
●高齢者インフルエンザ予防接種事業	132万円
●高齢者肺炎球菌予防接種事業	314万円
●がん検診推進事業	556万円
●脳ドック事業	53万円
●若年者特定健診事業	18万円
●ヘルスアップ事業	84万円
●糖尿病予防対策事業	31万円
●健康増進事業	159万円

### 「生活の向上に向けて」

●マイナンバー制度対応事業	9,650万円
●公営住宅等ストック総合改善事業	2,300万円
●地域情報整備事業（各家庭のターミナルアダプターレンタル料）	394万円
●高齢者外出支援助成事業（タクシー利用券拡大）	187万円
●地方バス路線維持事業	1,000万円
●住宅リフォーム助成事業	150万円

### 「活気ある農業・農村のために」

●「とくしまブランド」産地改造支援事業	1,352万円
●強い農業づくり事業	150万円
●農山漁村地域整備事業（小水力発電）	6,100万円
●中山間地域等直接支払事業	3,199万円
●新規就農総合支援事業	1200万円
●有害鳥獣捕獲等事業	579万円
●有害鳥獣処理事業	64万円
●鳥獣被害対策用電牧機購入事業	20万円
●明治大学ファームステイ研修事業	52万円

### 「道路などのインフラ整備のために」

●路面性状調査事業	500万円
-----------	-------

●橋梁定期点検事業	300万円
●道路新設改良事業（村道の維持補修）	2,580万円
●過疎対策事業（村道の改良）	3,400万円
●社会資本基盤総合交付金事業（橋の耐震改修など）	2,200万円
●地積調査事業	2,343万円

### 「美しい村づくりのために」

●ゴミリサイクル推進事業	123万円
●環境美化推進事業	10万円
●合併処理浄化槽設置事業	226万円
●し尿処理事業	3,368万円
●とくしま豊かな森づくり事業（民有林の公有林化による水源などの確保）	120万円

### 「消防・防災・減災のために」

●消防・救急活動の充実（元徳島市消防局職員の採用）	470万円
●民間建築物耐震化支援事業	100万円
●役場庁舎改築事業	1,000万円
●木造住宅耐震事業	148万円
●防災倉庫購入事業	300万円
●非常用備蓄用食料品購入事業	18万円
●アマチュア無線社団局運用事業	23万円
●防火水槽設置事業	516万円
●消防道設置事業	150万円

### 「地域活性化のために」

●定住促進活性化事業	106万円
●定住促進集落支援事業	850万円
●空き家再生実証モデル事業	600万円
●社会資本整備総合交付金事業（空き家活用）	980万円
●域学連携実践拠点形成モデル実証事業	200万円
●緑のふるさと協力隊事業	595万円
●過疎集落等自立再生対策事業	700万円
●村づくり住民会議	500万円
●地域おこし協力隊事業	1,080万円
●自治振興交付金事業	170万円
●集会所施設等補助事業	50万円
●元気な集落づくり支援事業	20万円

### 「教育・文化の向上に向けて」

●学校給食補助事業	30万円
●青少年健全育成事業	100万円
●村民体育館トイレ改修事業	140万円
●伝統文化継承保存事業	310万円
●学校教育事業（小・中学校連携ほか）	48万円
●社会教育事業（人権大学、生涯教育講座ほか）	565万円
●社会体育事業（村民体育祭、徳島駅伝ほか）	407万円

# 平成26年度当初予算

## 総額は34億9,610万円

平成26年度佐那河内村当初予算が佐那河内村議会3月定例会において承認されました。本年度予算は、持続可能な財政構造の構築に向けて、将来の財政負担の抑制を図るだけでなく、限られた財源を地域・住民のため、より効率的に事業執行することの重要性から、ゼロベースの視点で、目的の達成度合い、効果、必要性などについて検討を行った予算計上としています。

一般的な施策を進める一般会計予算は、23億5,300万円（前年度比1,300万円・0.6%増）、5つの特別会計予算の合計は11億4,310万円（前年度比1,682万円・1.5%減）で、これらを合わせた村の予算総額は34億9,610万円となります。

## 村の財政状況

本村の財政は、予算規模をはるかに上回る村債残高（平成24年度末では、全ての会計で約45億円、平成26年度当初予算額の約1.3倍）を抱え、この償還にともなう財政の硬直化が村の財政状況の大きなポイントといえます。実質公債費比率※は、年々改善されていますが、13.5%と県内で3番目の高位にあります。

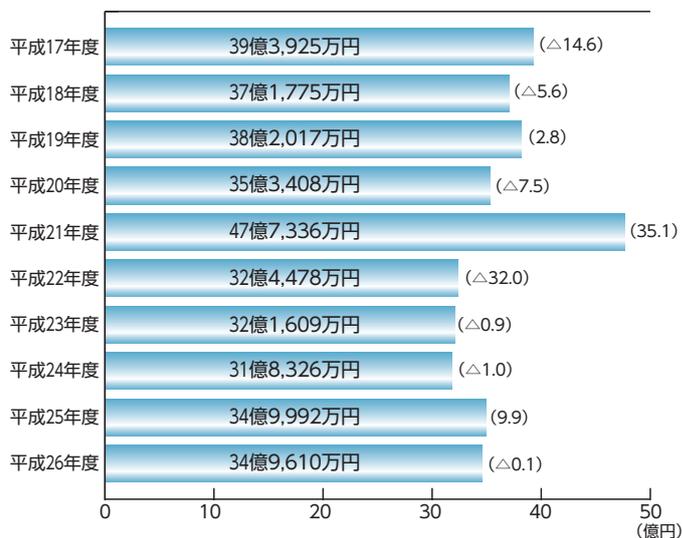
歳入では、村税などの自主財源が少なく、国に大きく依存せざるを得ない財政構造であることから、国の財政状況の逼迫にともなう直接的な影響が憂慮されます。加えて、財源の大半を担う地方交付税においては、算定の際に大きく影響を及ぼす人口減少などにより、今後は減少傾向であることが予測されます。

歳出では、厳しい財政状況にともない、住民サービスの低下を招かないよう、創意工夫を凝らし、重点的・効果的な施策を展開することにより、『住民主体の村づくり』の実現を着実なものにしていくことが求められます。

本村は、明治から今日まで合併することなく、少子高齢化に向き合いながら、徳島県に残された唯一の小さな村として頑張ってきました。先人が営々と守ってきたこの村の風土や築いてきた産物をこれからも継承・発展を図り、全ての住民が元気で生き生きとした生活を営み、『活気ある村』の実現に向けた施策を重点的に展開していくことが重要といえます。

※実質公債費比率とは、基本的に分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金に簡易水道や集落排水事業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入して求められる比率であります。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされています。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。本村の実質公債費率は、13.5%（3カ年平均単年度では、平成24年度12.4%、平成23年度13.7%、平成22年度14.5%、前年度3カ年平均は14.8%）となっています。平成18年度に導入されてから初めて3カ年連続で18%を下回りました。

## 10年間の総額推移状況（ ）は前年度当初予算対比



〈一般会計+特別会計=当初予算額〉

## 平成26年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率(%)
総額	34億9,610万円	△0.1
一般会計	23億5,300万円	0.6
特別会計	11億4,310万円	△1.5
国民健康保険事業	4億4,130万円	△6.7
簡易水道	8,370万円	△9.1
農業集落排水事業	1億5,750万円	△14.7
介護保険事業	4億1,840万円	12.2
後期高齢者医療	4,220万円	12.9

※伸び率は前年度当初予算対比

# 一般会計予算を歳入別にみると

歳入予算構成グラフをご覧ください。

村独自の収入である、村税や繰入金（各種基金【村の貯金】の取り崩し）などの自主財源は6億7,710万円で全体の28.8%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で16億7,590万円となり、71.2%を占めています。

村税については、前年度比332万円の増額となりました。主に軽自動車税と村たばこ税の増収が見込まれています。

歳入の51.0%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付されるお金のことです。本年度は、12億円の計上です。

また、村の借金である村債は、臨時財政対策債※として5,000万円、地域振興事業や建設事業などに7,390万円の計上です。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替え措置とみて差しさえない地方債のことです。

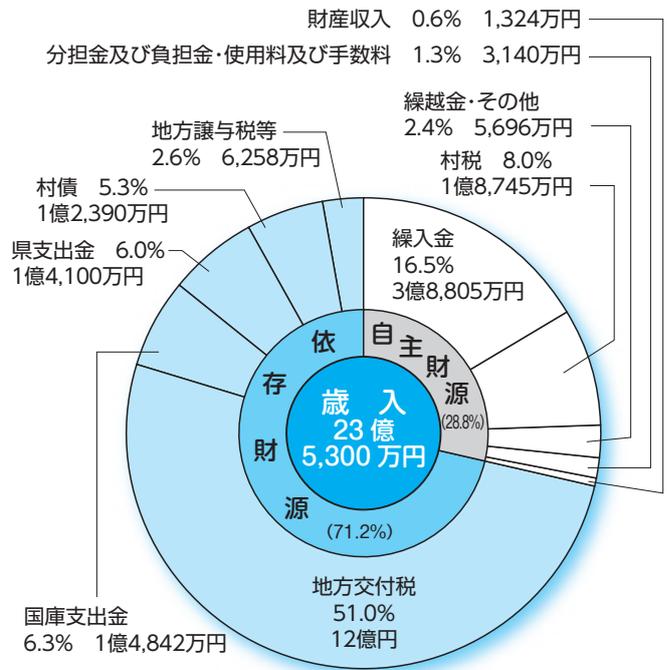
### 用語解説

- 村税 私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税
- 繰入金 使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
- その他の自主財源 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- 地方交付税 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金 国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- 県支出金 県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- その他の依存財源 地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得交付金、地方特例交付金などのお金
- 村債 村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

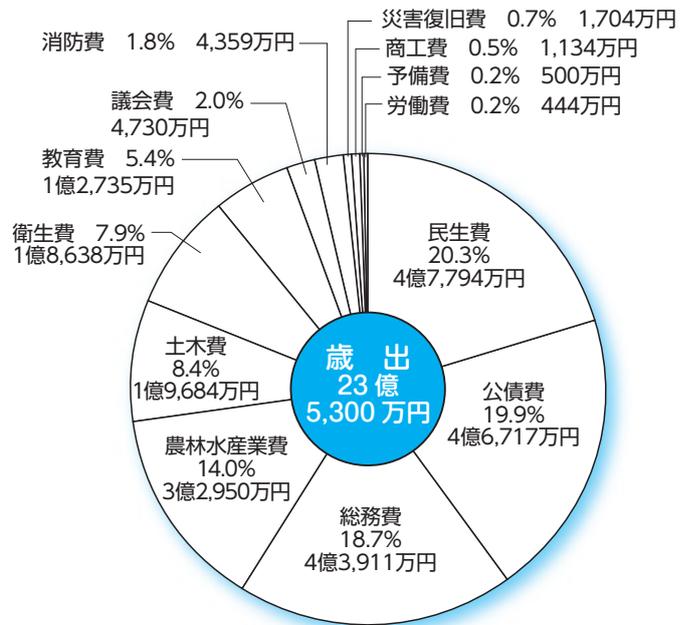
# 一般会計予算では一人あたりに899,803円

歳出予算構成グラフをご覧ください。

本年度は、民生費が4億7,794万円と最も大きな経費となっています。これは、各種福祉事業（高齢者・障害者の生活支援や外出支援、乳児医療事業など）の充実を予定しています。次は公債費（村が国などから借り入れた借金返済の経費）で、4億6,717万円を計上し、定期償還のほかに繰上償還を1億1,584万円予定しているためです。総務費は、前年度比1億7,384万円増の4億3,911万円となり、マイナンバー制度対応事業や定住促進事業などの実施によるものです。農林水産業費3億2,950万円（農業振興事業、中山間事業、鳥獣被害防止総合対策



〔歳入予算構成グラフ〕



〔歳出予算構成グラフ〕

<b>村民一人あたりに使われるお金</b>				
民生費 182,769円	公債費 178,650円	総務費 167,920円	農林水産業費 126,001円	土木費 75,273円
衛生費 71,273円	教育費 48,699円	議会費 18,087円	消防費 16,669円	災害復旧費 6,516円
商工費 4,337円	予備費 1,912円	労働費 1,697円		

※平成26年3月31日現在の人口(2,615人)で算出

事業など)、土木費1億9,684万円(橋梁定期点検事業、路面性状調査事業、道路新設改良事業など)と続きます。

ほかに、衛生費、教育費、議会費、消防費、災害復旧費、商工費、予備費、労働費を計上しています。

平成26年度予算で、村民一人あたりに使われるお金は、899,803円となります。

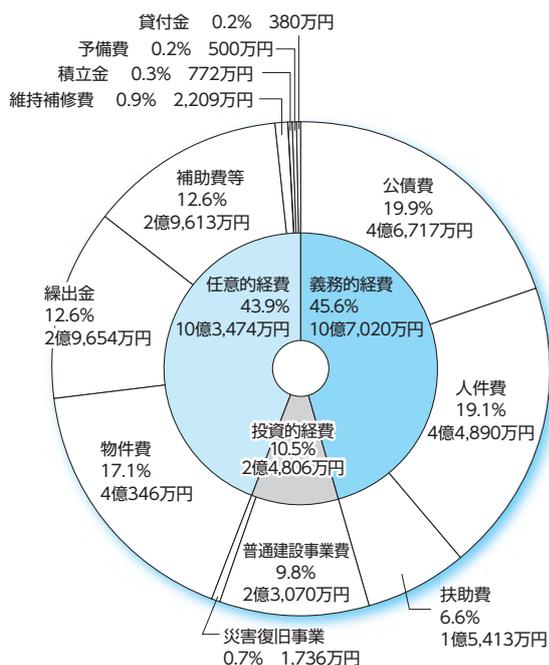
## 一般会計予算を性質別にみると

性質別予算構成グラフをご覧ください。

借金返済の経費である公債費や職員の人件費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、10億7,020万円の計上です。公債費は前年度比1,742万円増、人件費は前年度比3,313万円減、扶助費は前年度比408万円増となり義務的経費全体で1,163万円の減となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費については、全体で2億4,806万円となっています。農山漁村地域整備事業として府能地区での小水力発電工事などを予定しています。

最後に、任意的経費ですが、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費等、維持補修費などで構成されています。物件費は前年度比1億7,939万円増となっており、マイナンバー制度対応事業などによるものです。繰出金は前年度比21万円増、補助費等は前年度比5,334万円増となっています。任意的経費全体では、前年度比2億3,607万円増となり、10億3,474万円の計上です。



〔性質別予算構成グラフ〕

### 用語解説

- 投資的経費 道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費
- 任意的経費 村の裁量によって任意に支出することができる経費
- 義務的経費 支出することが制度的に義務付けられている経費
- 普通建設事業費 道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
- 災害復旧事業費 災害により被災した施設を復旧するための経費
- 物件費 需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
- 維持補修費 道路・公共施設などを修繕するための経費
- 補助費等 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
- 積立金 財政運営を計画的に行うためにお金を積み当てる経費
- 繰出金 一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費
- 公債費 村が国などから借りた借入金返済の経費
- 扶助費 高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援に要する経費
- 人件費 特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費

## 特別会計では

特別会計は、特定の事業にとまなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

国民健康保険事業特別会計は、4億4,130万円の計上です。医療給付費などの減少により、前年度比6.7%の縮小となっています。

簡易水道特別会計は、8,370万円、農業集落排水事業特別会計は、1億5,750万円の計上です。ともに管理経費などの計上となっています。

介護保険事業特別会計は、4億1,840万円の計上です。被保険者や介護給付費などの増加にともない前年度より増額となっています。後期高齢者医療特別会計は4,220万円の計上です。保険料率の改定にともない前年度より増額となっています。



# 議会だより

## 平成26年 第1回3月定例会

平成26年第1回定例会は、3月10日開会され、平成25年度補正予算案件6件、平成26年度当初予算案件6件、条例案件10件、人事案件1件、議員提出議案2件の合わせて25件の審議を行い、原案どおり可決・承認、同意し3月20日閉会しました。

### ● 補正予算 ●

**議案第1号** 平成25年度佐那河内村一般会計補正予算（第5号）について

歳入歳出それぞれ1億3,353万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億6,555万3千円とした。

内容の主なものは、既に議決している予算執行の見込みが少なくなった予算の減額補正が主である。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で消防救急デジタル無線事業負担金などが5,475万2千円の減、国庫支出金で、障害者自立支援費給付負担金の減及び道路改築事業国庫補助金などで2,121万9千円の減、県支出金では、障害者自立給付費負担金の減、水源林購入県補助金の減、緊急雇用創出事業交付金の減などで2,151万9千円の減、村債では、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債で4,400万円の減などによるもの。

歳出の主なものは、民生費で移動支援実証実験事業費、障害者福祉費、児童手当の生活扶助費などで3,298万2千円の減、農林水産業費で、小水力発電基本設計委託料、公有林化事業の土地購入費、農業集落排水事業特別会計への繰出金など3,512万2千円の減、土木費では、村道整備事業工事費などで3,878万9千円の減、消防費で、消防施設整備事業工事費など8,184万円の減、諸支出金で、役場庁舎改築基金積立

金などの増で1億996万6千円の増などによるもの。

**議案第2号** 平成25年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出をそれぞれ2,691万円減額し、歳入歳出予算の総額を4億4,918万円とするもの。保険給付費共同事業拠出金の減額と財源の振りかえによるもの。

**議案第3号** 平成25年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出それぞれ205万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,844万3千円とするもの。事業費の事業管理費の減額、諸支出金の簡易水道基金積立金の増額によるもの。

**議案第4号** 平成25年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出それぞれ844万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,737万8千円とするもの。事業費の施設管理費、事業管理費の減額によるもの。

**議案第5号** 平成25年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

歳入歳出それぞれ678万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,409万7千円とするもの。介護保険システム改修委託料、介護給付費準備積立金が増額によるもの。

**議案第6号** 平成25年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算

（第2号）について

歳入歳出それぞれ112万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,763万6千円とするもの。後期高齢者医療広域連合への納付金増額によるもの。

### ● 当初予算 ●

**議案第7号** 平成26年度佐那河内村一般会計予算について

**議案第8号** 平成26年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

**議案第9号** 平成26年度佐那河内村簡易水道特別会計予算について

**議案第10号** 平成26年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計予算について

**議案第11号** 平成26年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について

**議案第12号** 平成26年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について

### ● 条例案件 ●

**議案第13号** 佐那河内村水道水源保護条例の制定について

安全かつ正常な水道水を確保するため、その水源の保護を図り、もって村民の健康と生命を守ることを目的として条例化するもの。

**議案第14号** 佐那河内村有害捕獲鳥獣処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

有害駆除等で捕獲されました鳥獣の一般廃棄物を減量化し、狩猟者等への負担軽減と処分コストの低減を図ることを目的として制定するもの。

**議案第15号** 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

平成26年度より新しく取り組むこととなりました集落支援員事業の集落支援員への報酬を条例化するもの。

**議案第16号 佐那河内村税条例の一部を改正する条例について**

地方税法と地方税法施行令が改正されたのに伴い、本村においても改正するもの。

**議案第17号 佐那河内村乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について**

現在まで中学校3年生までとしている医療費の無料化を高校3年生まで拡大し、若者定住と子育て支援をあわせて進めるもの。

**議案第18号 佐那河内村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

消費税の引き上げに連動して条例の一部を改正するもの。

**議案第19号 佐那河内村簡易水道等事業条例の一部を改正する条例について**

消費税の引き上げに連動して条例の一部を改正するもの。

**議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

平成26年度の村長及び副村長の給与減額を、引き続き前年同様行うもの。

**議案第21号 佐那河内村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について**

平成25年度に引き続き、給与減額の条例化を行うもの。

**議案第22号 佐那河内村社会教育委員条例の一部を改正する条例について**

社会教育法の改正に伴い、地方公共団体で文部科学省例を参酌し定めるものと改正されたため、佐那河内村条例を、文部科学省条例を参酌した形で改正するもの。

● 人事案件 ●

**議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

池田吉信氏を選任したいので、議会の同意を得るもの。

● 議員提出議案 ●

**議員提出議案第1号 最新の知見で伊方原発の徹底検証を求める意見書について**

「最新の知見」で伊方原発の徹底検証を求める意見書を、原子力規制委員会委員長、委員に提出するもの。

**議員提出議案第2号 原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書について**

原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書を、内閣総理大臣、総務大臣に提出するもの。

一般質問

瀧倉俊晴議員

**質** すだち等の栽培面積減少対策について、どのような対策を考えているか。

**答** 昨年12月に、村ではそれぞれの生産部会の皆さまと意見交換し、その上で、人・農地プランを作成した。このプランでは、地域の中心的な担い手をしていただく17人を位置づけさせていただいた。

青年の新規就農者を育成する事業として新規就農総合支援事業にも取り組んでいる。現在で11人の青年が就農し、地域のリーダーとして村の農業を担えるよう、新年度も新規就農・経営継承総合支援事業を推し進め、就農に関する支援体制の取り組みをしていきたい。そのほか人・農地問題解決推進事業で、農地の流動

化に取り組んでいきたい。さらに、4月からは国の施策で、農地の中間管理機構に農地を貸し付けることにより、貸し出す農家あるいは借り受ける農家に対して交付金が出る制度があり、こうした事業の広報活動を積極的に行い、農地を守り、地域農業を守る事業として国の制度をフル活用しながら本村の農業を力強いものにしていきたい。

また、平成26年度には村の単独事業として、従来の補助対策の上にそれぞれの農業の生産団体が将来的に生産から販売までの間で必要な事業に対して新たに補助金の制度を創設した。

機械化、園地改造を行わない耕作不便地等、あるいは高齢化とあわせて栽培減少が出てくるケースもあると考えられる。栽培面積の減少についても、行政が直接栽培にかかわるというのは難しい面もある。そうし

た意味で農地の中間管理機構や、新しい補助制度を活用しながら本村の基幹産業である農業、とりわけミカン、スダチの収穫量の確保と農地の維持に努めてまいりたい。

**質** 健康増進について①どのような対策を考えているか。②管理栄養士が必要でないか。

**答** ①一人でも多い村民の皆さまの健診や健康増進のいろいろな事業に参加いただき、健康な村民が多い村にしていきたい。②さまざまなことを考慮しながら、管理栄養士が必要な場合にはできる限り村民の健康増進にかかわれるような配慮もしていかなければならないと考えている。

大岩和久議員

**質** 自然災害への対策について①ゲリラ豪雨、大雪等、異常気象発生時の避難誘導などマニュアルへの

追加、見直しが必要でないか。②ドクターヘリ等、指定ヘリポートの追加、また整備が必要でないか。

**答** ①平成26年度に地域防災計画を見直しする予定である。②現時点では村内の適地は西ノハナグラウンド、中央運動公園の2カ所である。また、整備について、ほこりが舞い上がらない対策を考えなければならないと考えている。

**質** 常備消防・救急体制について①現在までの協議内容はどうなっているのか。②今後の方向性、またこれからどのように協議を進めていくのか。

**答** ①徳島市消防局との勉強会について平成25年2月8日の村議会全員協議会で最終的な報告をさせていただいた。その中で、現時点での徳島市消防局の体制からそれ以上の体制づくりをするには、乗り越える課題が多過ぎ、物理的に困難という判断をし、今後、機会を捉えて要望していきたいとしたところであり、その後、徳島市との話は進んでいない。本村だけで常備消防を備えることは非常に経済的な面等から困難であり、徳島市の協力なくして解決しませんので、さらに徳島市の協力を得られるような方向を探していきたい。②村としては一日も早く常備消防体制、特に救急体制への構築は図っていきたい。しかし、難しい案件ではあり、機会を捉えてそのたびに広域化に向けての要望活動を徳島県とも相談しながらやっていきたい。

### 岡本隆次議員

**質** 水道、集排使用料の納付について、コンビニでの支払が可能にはならないか。

**答** 導入には当初かなりの費用がかかり、導入後もコンビニ収納費用としてのコストもかさんでくる。そうした点を考えてみると、現在の方法で納付いただくことを考えてい

きたい。

**質** 若者定住対策について

1 現在の空き家状況は  
①賃貸と売り家の割合は。②改修を必要とする空き家、居住可能な空き家の割合は。③お試し移住で2世帯位募集してはどうか。

2 就学前乳幼児の体制整備について  
①受け皿となる保育所の現在の職場環境では不備があると思うがどうか。

**答** 1 ①②本村には対象とする物件が52件あり、その内訳は、売却用住宅の空き家は5件、賃貸用住宅の空き家は4件、別荘などの2次的な住宅としての空き家は19件、その他の空き家が24件で、合わせて52件である。よって、賃貸用が7.7%、売却用住宅が9.6%となっている。改修を必要とする空き家については、売却用住宅の空き家は5件全てで100%、賃貸用住宅の空き家は3件で75%、別荘などの2次的な住宅については、これについては不明。その他の空き家は18件で75%。全体で26件、半分が改修を必要とする物件と推測している。③今回、平成26年度予算の中で空き家再生モデル実証事業に取り組み、地域が積極的に活用いただくことにより、お試し移住期間を経て本村での定住につながるものと考えているので、それぞれの地域での積極的な活用を促していきたい。2 ①保育士の確保に努め体制整備を前向きに進めていき、村民の皆さまが安心して保育所にお子様を預けていただけるよう努力をしていきたい。

### 仁羽悟郎議員

**質** 防災対策について①住民が安全、安心して暮らせる対策はできているか。②園瀬川の洪水ハザードマップの作成はできているか。③災害時の備蓄は進んでいるか。

**答** ①本村では備蓄品の充実や非常時の資機材の整備を進めている

が、災害の度合いや、本村の予算との兼ね合いもあり、防災拠点施設、ライフラインあるいは自主防災組織の充実、土のうの保管場所の整備等、現時点での対策は完璧ではないと言わざるを得ないのが現状と思っている。しかしながら、災害時の対応は村だけで全て十分にできない一面もあり、住民の皆さまとともにこの対策について進めていかなければならない。いざというときに備え、まずは自助、隣近所による共助の精神、そういう住民の助け合いの精神と、かつ防災意識の高揚を図ることが必要と考えている。②平成16年当時の台風23号による浸水区域を、平成21年3月に作成した佐那河内村防災マップの中に記載し、全戸に配布している。③平成24年度から食糧品についてはアルファ米を1年間600食、5年間で3,000食を確保することを計画し取り組んでいる。また、現在、飲料水の確保のための浄水器1台、簡易トイレ100個、毛布325枚、発電機3台、災害救助機具5式などを整えている。完全ではないが、予算等を勘案しながら、本村に課せられた大きな対策として取り組んでいきたい。

**質** 村長選について、村長任期あと4か月です。2期目挑戦を10日に表明しましたが、再度お尋ねします。

**答** 村のために頑張っていきたい。

### 長尾久代議員

**質** 橋梁の耐震診断について、耐震関連で村内の橋梁の耐震診断した橋は何橋あるか。また、耐震診断をされていない橋梁についてはどのような対策を講じるのか。

**答** 点検の調査対象となっている、橋の長さが15m以上のものが37橋、橋の長さが2m以上15m未満の橋が98橋あり、村内には135の対象

とする橋がある。そのうちすでに調査が終わっているのは、橋の長さが15m以上の橋が全てで、37橋、橋の長さが2m以上15m未満の橋については、31橋の調査がすでに終わり、全体135橋のうち68橋が調査が終わっている。調査については、交通量、地域性、橋ができてからの経過年数、特に30年以上を考え、南海地震等の大規模災害に備え、緊急輸送路等の機能を確保し、橋梁の耐震対策としての影響を最小限にとどめるよう予防修繕を行っているところである。

**質** インフルエンザの予防接種について、予防接種の助成について高齢者以外に拡大する予定はあるか。

**答** 平成26年度から高校生までの医療費を無料化する制度を提案させていただいている。また、各企業、職場などでも、それぞれ独自にインフルエンザ予防接種に関して補助制度を行っているところもあり、これらを勘案し、いましばらくは現行のままをお願いしたい。

松長英視議員

**質** 安倍政権の4項目の農業改革について①本村の農業振興にも大

きな影響が予想されますがどのようにとらえているか。②どのように対処するつもりか。

**答** ①②国が考えている農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積・集約化を加速することについては、農地中間管理機構の制度化により、本村でも意欲のある農家の人に農地をあっせんすることはいいのではないかと考えている。4つの改革の中で、これは本村でも取り組むべきではないかと考えている。あとのお米の所得補償関係や、麦・大豆・飼料用の生産事業、そうしたことについては、本村の地形や、あるいはいろいろな農業を取り組んでいる実態等を勘案すると、なかなか恩恵が受けづらいのではないかと考えている。本村の事情を勘案して、農地の中間管理機構については、今後、農地の有効利用を図り、農地が荒廃していかないように努力していかなければならない。

**質** 過疎地有償運送について①たびたび質問してきた問題であるが、先の9月議会で対策を加速できるよう努めるとのことでしたが、どのようになっているか。②急を要す

る喫緊の課題であると考えている。村民全体で解決する方向を目指すべきだと考えるがどう思うか。

**答** ①村内で生活をする不自由な活動をしている人が存在するのは事実であり、外出できるように対策を講じたいと、取り組みをしてきたところである。平成25年度は10月の臨時議会で予算措置を議決いただき、少し取り組むことを試みたが、いろいろな事情で前に進むことができないという状況になっている。②高齢者の外出、生活支援をするために、村民がかかわれる方法にしていこうということで、今後、そうした方法を検討していきたい。

**質** 政治姿勢について、村長は村への恩返しをしようと言って村長になられたが、どこまでできたと考えているか。

**答** 水源地の公有林化や、子どもの医療費、住民会議等についての評価をいただいたことは心からお礼申し上げます。これからも村民の皆さまに喜んでいただける施策を広げていかなければならないと考えている。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・( ) 出席者

平成26年3月

3月4日 村議会全員協議会〈農振C〉(全議員)

10日 平成26年第1回佐那河内村議会定例会〈開会、議案の上程、議案審議〉(全議員)

12日 平成26年第1回佐那河内村議会定例会〈第2日、議案審議〉(中野議長他6人)

13日 平成26年第1回佐那河内村議会定例会〈第3日、議案審議〉(中野議長他6人)

14日 佐那河内中学校卒業式〈小中学校多目的ホール〉(中野議長他6人)

14日 平成26年第1回佐那河内村議会定例会〈第4日、議案審議〉(中野議長他6人)

18日 佐那河内小学校卒業式〈小中学校体育館〉(中野議長他6人)

19日 平成26年第1回佐那河内村議会定例会〈第5日、一般質問〉(全議員)

20日 平成26年第1回佐那河内村議会定例会〈最終日 質疑 討論 表決〉(全議員)

25日 村農業委員会総会〈役場〉(岡本議員)

26日 平成26年3月分例月出納検査〈役場〉(井開、長尾監査委員)

26日 平成25年度戦没者追悼式〈多目的ホール〉(中野議長他4人)

3/5  
(水)

## 消費者協会 小学校卒業生に筆立て寄贈

平成25年度の佐那河内小学校卒業生に、今年も佐那河内村消費者協会から手作りの筆立てが寄贈されました。毎年送られている筆立ては、牛乳パックをリサイクルして作られており、「ゴミを資源に心こそ大切なれ」のメッセージが込められています。

思いを胸に、大切に使ってほしいと思います。



3/5  
(水)

## 消防庁長官功労章を受章しました



村消防団長の岡山勝明さん（田中）が、消防庁長官功労章を受章しました。この章は、消防団長の職に10年以上在級した現職の団長に贈られる章で、管理職として特に顕著な行政的功労に対して授与されるものです。団長としての長年の功績と、災害の防除、消防力の強化に努められたことが認められ表彰されました。おめでとうございます。

3/7  
(金)

## 保育所お別れ遠足 ～いきいき塾へ～

保育所児童3・4・5歳児35人が、根郷のいきいき塾へ遠足にいきました。5歳児にとって最後のお別れ遠足です。



いきいき塾の森本教一さん（中浦）、西内守さん（日浦）

が杉林にワイヤーを張って滑車をつけ、ターザンロープを作ってくださいました。このターザンロープが大人気!! 長い行列が出来ていました。ほかにも、林の斜面を登ったり、山へ探検に行ったりと盛りだくさん! 「楽しかった～」 「おもしろかった!」 と口々に言っていました。とても楽しく思い出に残るお別れ遠足となりました。



3/27 (木) お見事！巨大フナ？

園瀬川で孫と一緒に釣りをしていた尾山博明さん（一ノ瀬）が見事な鮒を釣り上げました。測ってみるとちょうど60cm。こんな見事な鮒は見たことがないと釣り上げた尾山さんも不思議がっていました。いろいろ調べてみると、鮒は45cmぐらいまでとのこと。一瞬鯉かなとも思いましたが、特徴のひげがありませんでした。

園瀬川もきれいな水になってきたのかなと尾山さんは話されました。釣った鮒は園瀬川に放流しました。



さなごうちスポーツクラブ通信

3/2 (日) 第23回藤花杯で準優勝！

石井町前山公園体育館で開催された第23回藤花杯にエンジェルスターが出場しました。

一回戦 対東光レディースに2-0、二回戦 対フェーズに2-0で圧勝し、決勝戦では対ドリームスターに惜しくも敗れ準優勝となりました。

エンジェルスターでは、ママさん部員を大募集中です。  
毎週（木）20時～  
佐那河内小中学校で楽しく練習しています。  
一緒に楽しい汗を流しましょう！



わんぱく広場の案内

子育て支援事業として在宅子育て家庭を対象に「わんぱく広場」を開設します。

村内に楽しい子育ての輪を広げましょう。

住民台帳を基に対象者には4月3日付けで個別案内の予定です。

※事前に申し込みが必要です。  
詳細は保育所にお尋ねください。



開設日

4月～3月

毎週3日（火・水・木）

9：00～16：00

# 第21期 緑のふるさと協力隊

佐那河内村では、今年度より緑のふるさと協力隊の受入れ事業を再開します。

## 緑のふるさと協力隊とは？

都市部に在住する若者が、農山村を舞台に1年間、地域に密着したさまざまな活動に取り組む事業です。地域に残る伝統や、農作業の手伝いといった体験を通じて地域の人との交流を深めることを通じて、地域資源の発掘や地域の魅力の再発見の足がかりとし、若者にとっては、自分の将来への可能性を見つける貴重な機会となります。

佐那河内村では、平成19年から6年間の受入れ実績があります。全国では約100人以上の受入れ実績があり、任期を終了した約7割の隊員が定住に結びついています。(平成23年度実績)

今年度の活動としては、村内の常会をまわる常会訪問や、農作業の手伝いなどを主として行っていく予定です。都市部の若者と交流に興味のある人は、農作業の手伝いや地域行事へのお誘いなどなんでも構いませんので、お気軽に村役場産業環境課までお申し出ください。

また、村内での活動にあたって皆さまのご協力をお願いする場面もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

平成26年度 緑のふるさと協力隊 植松里奈さん

農作業の手伝い・地域行事へのお誘いは産業環境課まで！

なお、農作業の手伝いにつきましては、1回につき3日～6日程度の日数でお願いします。

## 明治大学ファームステイ受入れ農家の募集について

平成26年度明治大学ファームステイ研修で、明治大学生の受入れをしてくれる農家を募集しています。グリーンツーリズムや、農家民泊事業に興味のある人のお申し込みもお待ちしております。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

**時期** 7月～9月の期間中 1週間

**受入れ人数(各戸)** 1～2人

**内容** 学生の宿泊受入れ及び農作業。6泊7日の日程で、学生は、農家の農作業の手伝いを行います。受入れ農家には、農作業手伝いの代わりに、宿泊場所と食事の提供をお願いしています。



### 明治大学ファームステイ事業とは？

日頃、農と食について学んでいる明治大学農学部食料環境政策学科2年生の学生たちが、佐那河内村の農家に民泊し、農業体験を行う交流事業です。

学生にとっては、実際に現地で農家の人と交流し、農作業を体験することで、農業の実態や経営などを体験から学ぶことができる貴重な機会となります。また、学生たちは明治大学の学園祭で佐那河内村ブースを構えてすだちなどのPRを行うことで、村の農林産物の消費宣伝に協力してくれています。

皆さまのご協力をお待ちしております。

お問い合わせ 産業環境課

お知らせ！

## 佐那河内村集落支援員の公募について(ご案内)

佐那河内村では、人口減少と高齢化の進む地域の維持、再生を目指し、常会などのコミュニティ機能の維持と地域の活性化などを図るために、地域のサポート役としての「集落支援員」を今年度、随時公募していきます。地域活動や集落活動に関心のある人の応募をお待ちしています。

告知方法は、村ホームページもしくは常会宛て文書などで周知させていただきます。

なお、個別相談は総務企画課で受け付けています。

お問い合わせ 総務企画課 集落支援員担当まで



## 農地の農用区域からの除外申請の受付について

農用地区域内にある農地の転用はできません。

農用地区域内にある農地（田、畑）を宅地や山林などへ転用計画されている場合、まず農用地区域からの除外の手続きを行い、つぎに転用の許可を受けることになります。

現在耕作していない農地について、これからも耕作する予定が無い場合においても、農用地区域内農地である場合には転用ができませんのでご注意ください。



つきましては、つぎにより農用地区域からの除外申請を受付しますので、申請をされる人は役場産業環境課まで申請用紙を取りにお越しください。

※申請受付期間 平成26年 5月30日(金)まで

なお、申請にあたりつぎの点にご留意をお願いします。

- 農用地区域からの除外申請の受付は、原則として年1回としています。
- 農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員会の審議を経て県の同意、許可を受けることになりますので、一定の期間がかかります。
- 申請の内容や周囲の状況などから判断して、除外できない場合があります。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

## 地域おこし協力隊だより

### ええとこじょ、佐那河内！

みなさん、こんにちは、宗像です。桜の花という素敵なしおりをはさみ、新年度に入りました。広報への寄稿は今回で一区切りになることと思われま。1年を過ごした感想で締めくくるとしましょう。

まずは、農作業を通して感じたこと。自然環境という予測できない力を前に営むことが何と難しいことか。その下で知恵を絞る農家の方、その心がけと作物への知識の深さに感心しました。また、種まきや収穫など目立つ工程以外の作業や基盤の重要さ。作業を円滑に進めるための準備や収穫物を立派にするための工夫など、1年を通した努力が求められることを知りました。農山村には、脈々と連なる日本人の生きる知恵が集積しています。何よりも、皆の手際よさと壮健さに驚きました。人生の先輩の活躍する姿を見ると、心が和み、こちらに元気が伝わります。

次に、感動したもの。水のおいしさや水源が村内にあるというかけがえのなさ。農産品目の豊富さと粘りあるお米の味の濃さ。適度な広がりとなだらかな山並みが描く景観の均斉、なじみやすさを持つその美しさ。一円に張り巡る用水や道路網のきめ細かさ。村民

の自治意識の高さと結束の強さ。

断片になりますが、高らかに美声を交し合う野鳥、淡い光を放ち舞い飛ぶホタル、はなやかに



清き水～健康とおいしさのタネ

に斜面を飾るアジサイ、涼しげに葉をなびかせる夏の稲、黄金色に穂を垂らす実りの田、芳醇な香りを運ぶあまたの柑橘類、素朴さが風情をかもす多くの社、満天にきらめきを散りばめる幾千の星々、さえた瀬音を響かせる清らかな流れ。

当村で暮らすと、何気ない日常や四季の織り成す風景に、人生を豊かにする鍵があると素直に感じることができます。

さて、地域おこし協力隊2年目。1年かけて探った魅力を編集して、笑顔に結びつけるよう尽くさないといけませんね。今後ともご協力をお願いします。みなさんが、私が、いつまでも、佐那河内村に対する愛着と誇りを持ってますように。

## 扶養されている人に、20歳以上の学生はいらっしゃいませんか？ 「学生納付特例制度」をご存知ですか？

国民年金は20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。  
国民年金保険料を納めることが困難な学生には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ■対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校（知事の認可を受けている学校で修業年限が1年以上である課程）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下であるとき。

### ■手 続 き

在学証明書または学生証の写し、年金手帳、印鑑をご持参の上、役場国民年金担当窓口で申請してください。（毎年申告が必要です。）平成26年4月1日以降、納付義務がある過去2年分に遡って申請できるようにになります。

### ■承認を受けた期間

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることができます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

### ■保険料の追納制度

承認された期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間について10年以内であれば、あとから保険料を納付することができる「追納制度」があります。なお、納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じ政令で定める額が加算されます。

## 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 受給資格期間に		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間に	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません	× されません

# 【後期高齢者医療制度】保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成26年度及び平成27年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

## 被保険者均等割額

**51,273円** 〈被保険者全員が等しく負担〉

## 所得割率

**10.02%** 〈被保険者が所得に応じて負担〉

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

保険料の上限は年額57万円です。

（平成26年4月1日から保険料の上限が年額55万円から57万円に引き上げられました。）

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額 } 51,273\text{円} + \{(\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times \text{所得割率 } 10.02\%\}$$

●保険料の軽減……所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

## 被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (24万5千円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下	2割

## 所得割額の軽減

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割額の軽減割合
58万円以下	5割

## 被用者保険の被扶養であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問合せ先】 住民税務課

# 平成26年度 がん検診及び特定健診（国保）のお知らせ

平成26年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

## ●がん検診日程及び場所

検診日程	検診場所	受付時間
平成26年6月7日（土） 【申込み期限：5月16日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年7月5日（土） 【申込み期限：6月13日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年8月2日（土） 【申込み期限：7月11日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年9月6日（土） 【申込み期限：8月15日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年10月4日（土） 【申込み期限：9月12日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年11月1日（土） 【申込み期限：10月10日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	10：00～11：30 婦人科検診は11：00～11：30
平成26年12月5日（金） 【申込み期限：11月14日（金）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター	8：30～11：00 婦人科及び骨密度検査は 13：00～13：30 〔※ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。〕

## ●がん検診内容及び負担金

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診	40歳以上の村民	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の人は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス検査	① 平成26年度において満40歳となる村民（S49年4月1日～S50年3月31日生まれの人） ② 平成14年度から平成25年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※ 2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成25年度に受診された人は、平成27年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。）	400円
（婦人科検診） 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※ 2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成25年度に受診された人は、平成27年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。） ※ 12月5日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の方は、負担金は無料です。

※12月5日（金）の村内で行う検診では、**歯科健診及び口腔がん検診**も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

※6月から11月までの徳島県総合健診センターで行うがん検診では、健診センターにおけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金4,900円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※12月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定**でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,140円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

## 高齢者の 外出支援

# タクシー券利用、 一部改正と申請のお知らせ

**目的** 移動が困難な高齢者への生活行動範囲の拡大をすることに対して助成を行うことにより、積極的な社会参加を促進し生きがいある安心した生活を確保することを目的とします。

**対象者** 村内に居住し住民税非課税の人で、次のいずれかに該当する人とする。

- (1) 満65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 満65歳以上の高齢者世帯で介護認定を受けている人
- (3) 満65歳以上の独居・高齢者世帯で実態調査により認定された人
- (4) 満60歳以上で下肢に障害のある人

**助成内容** 助成の対象となるタクシー会社は「(有) 佐那河内観光タクシー」のみです。助成額は、「タクシー券」を72枚(6枚/月×12か月=72枚 1枚あたりの額面は500円) 交付します。

**申請方法** 対象と思われる人は、健康福祉課より申請用紙を送付します。同封します記載例を参考に記入、押印の上、返信用封筒に入れ健康福祉課宛に郵送してください。

継続してご利用の人につきましても、申請用紙を送付します。申請用紙に記入、押印の上、返信用封筒に入れ健康福祉課宛に郵送してください。

お問い合わせ 健康福祉課

平成26年4月1日から

## 乳幼児等医療費の助成対象を拡大

### 高等学校修了まで対象に！

平成26年4月1日から、これまでの乳幼児等医療費助成事業を拡大し、高等学校修了まで対象とすることになりました。

新たに受給対象となるお子さんの保護者は、役場へ交付申請にお越しく下さい。(注1)

入院時食事療養費、柔道整復施術療養費、県外医療機関で受診した場合などは、償還払いとなります。(注2)

医療保険の使えない診療(薬のピン代、診断書料、差額ベッド代など)については、自己負担になりますのでご注意ください。



※(注1) 交付申請には、印鑑、健康保険証(お子さんの名前が書かれたもの)をご持参ください。

(注2) 役場への請求には、印鑑と振込口座が分かるもの、入院時食事療養費については、受給者証に医療機関窓口にて受領確認、その他の場合については、受診者の分かる領収書をご持参し請求ください。

◎ お問い合わせ 健康福祉課 乳幼児等医療担当

## 公的機関を名乗る不審な電話や訪問について

県庁からも、「公的統計調査をかたる不審な電話や訪問などについて」の注意喚起がなされていますが、最近、県下の警察安全相談でも市役所や官公庁を名乗る不審な電話があったとの相談が増加しています。

### 公的統計調査をかたる不審な電話や訪問などにご注意ください。

- 国や県、市町村が実施する「統計調査」をかたったり、県の統計調査担当課を名乗り、家族構成、生年月日、預金額などの個人情報を引き出そうとする事案が発生しています。
- 国や県、市町村が実施する統計調査において、調査員がいきなり電話で調査を行うことはありません。
- 調査員は、写真付きの調査員証を携帯して訪問します。不審に思う場合は、調査員証の提示を求めてください。

また、調査票の提出前に電話で調査事項をお尋ねすることはありません。

公的統計調査をかたる不審な電話や訪問などがありましたら、県統計戦略課または市町村統計主管課までお問い合わせください。

## 住宅のリフォーム補助申請を受け付けます

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算150万円の範囲内において、1件につき最高30万円の補助金を書類が整った先着者から交付します。

### ■補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する者で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする者は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとするものではないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない者であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者。

### ■補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

### ■対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費(税抜)が20万円以上で、平成27年3月31日までに完了できる工事(申

し込み時点で工事着手済み及び工事完了済み物件は対象外)。

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅(集合住宅は専有部分のみ対象)。

### ■補助金額

工事経費が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額(千円未満切り捨て)、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額(千円未満切り捨て)の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

### ■申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱及び佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

# 耐震診断のお知らせ

南海地震  
への  
備え

**今後30年以内に発生する確率は60%程度**

○2004年9月1日を起点、政府の地震調査委員会発表

**古くなった木造住宅に被害の割合が高い**

○大規模な地震が発生すると、「新耐震基準（昭和56年制定）以前に建築された木造住宅」に多くの被害が想定されています。（阪神・淡路大震災の被害状況）

## あなたのお家の耐震診断を受けてみませんか？

**耐震診断とは、建物が地震に対して耐えられるかどうかを総合的に判定することです。**

現地調査を基に、地盤・基礎、建物の形、壁の配置、筋かい・壁の割合、老朽化など、それぞれの評点を求めて、それらに乗じた数値で表します。この数値が、地震に対する建物の抵抗力の大きさを示し、「安全」や「やや危険」などと判定されます。

### 1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された普通の木造住宅（新耐震基準以前）
- ② 在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（木質プレハブ工法やツーバイフォーは除きます）
- ③ 平屋または2階建て住宅（3階建て以上は対象外）（併用住宅、共同住宅・長屋、借家を含みます）
- ④ 現在、居住している住宅

### 2. 耐震診断を行う診断員

診断員は県の講習を受けた建築士で、木造住宅耐震診断員の登録証を携帯しています。また、診断した住宅に対し営業活動は一切行いません。

### 3. 採用する耐震診断法

国土交通省住宅局が監修し、(財)日本建築防災協会が編集した耐震精密診断による診断法を基にし、独自の手法を加えたプログラムを採用します。

（徳島県耐震診断マニュアル・徳島県耐震診断業務マニュアルなど）

### 4. 自己負担金

- ① 一戸建ての場合、3,000円必要です。  
（2戸以上の共同住宅・長屋等の場合は、6,000円必要です。）
- ② 現地調査終了後に診断員に直接お支払いください。

### 5. 申込書類

木造住宅耐震診断申込書（建設課にあります。）、外観写真（サービス判2枚）、建築時期のわかる書類（建築確認通知書、建築物の登記簿等）

**耐震診断のお申し込みは、申込書、添付書類を添えて**

平成26年

平成27年

**4月15日～2月28日まで**（申込先着順）

**募集戸数は5戸を予定しています。**

申込書、申込先 建設課 住宅担当



# 職員人事異動

(平成26年4月1日付)

## 【退職】(平成26年3月31日付)

松下 弘 (議会事務局)

## 【新規採用職員】

(課名)	(職名)	(氏名)
保育所	主任保育士	吉田 真希
健康福祉課	主事補	安藝 織恵
住民税務課	主事補	長谷川 隼
健康福祉課	保健師	谷本 麻衣



吉田 真希



安藝 織恵



長谷川 隼



谷本 麻衣

## 【昇任】

(課名)	(職名)	(氏名)	( )内は旧
産業環境課	主事	福本 貴司	(産業環境課 主事補)
健康福祉課	主事	栗原 美幸	(健康福祉課 主事補)
健康福祉課	主事	竹内有喜子	(住民税務課 主事補)

## 【異動】

(課名)	(職名)	(氏名)	( )内は旧
議会事務局	局長	安藝 肇	(教育委員会)
教育委員会	主査	下岡 徹	(住民税務課)
住民税務課	主査	日下 洋志	(総務企画課)
保育所	保育士	上平 昇代	(健康福祉課)
徳島県後期高齢者医療広域連合へ派遣			
	主事	栗原 美幸	(健康福祉課)
健康福祉課	主事	竹内有喜子	(住民税務課)

## 【人事】

固定資産評価審査委員会委員

池田 吉信 さんを選出



# 教員人事異動

(敬称略) ( )内は前任校

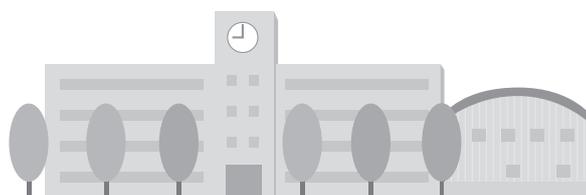
## 小学校



指導教諭  
星山 理恵  
(八万小学校)



教諭  
山本 麻衣  
(相生小学校)



## 中学校



教頭  
荒井 清臣  
(八万小学校)



小・中養護  
石舟 博子  
(北灘東小学校)



小・中主任主事  
渡川 恭弘  
(由岐中学校)



助教諭  
吉浦 早紀  
(鳴門市第二中学校)

# 村役場

# 課の配置と仕事

2F

会議室

教育長室

教育長  
(給食センター所長兼務)  
河村 誠一

教育委員会事務局

議会事務局

☎679-2152  
IP5005

事務局長 安藝 肇

1F

総務企画課 ☎679-2113

人事・給与・財政・条例・消防・広報・交通安全・防犯・企画開発・総合計画・過疎計画・財産管理・行政相談・救急搬送・山振計画・法定外公共物・指名願一式・固定資産評価審査委員会・若者定住促進・地域情報化

総務企画課長 梯 卓義

主 査	太尾 勝利	係 長	尾山 智美
主 査	安富 圭司	防災対策官	吉富 幸治
主 査	谷 慎也	地域おこし	
係 長	森 貴浩	協力隊	梅北 衣江

副村長  
田村 忠之

産業環境課 ☎679-2115

農業振興・農業委員会・商工振興・観光振興・林業振興・消費者行政・簡易水道・集落排水・環境衛生・自然エネルギー・鳥獣害対策

産業環境課長 松山 健児

課長補佐	佐河 敦	主 事	吉永美紗子
主 査	上野 浩嗣	主 事	福本 貴司
主 査	仲 弘志	地域おこし	
係 長	岩野 高大	協力隊	宗像 正章
係 長	松田 大悟	緑のふるさと	
		協力隊	植松 里奈

AED 設置場所

出納室

☎679-2972

出納・文書管理・統計

会計管理者 山本 利也  
主 査 青木 和代

正面玄関

## 農業総合振興センター

建設課

☎679-2970

土木・治山・砂防・基盤整備・国土調査・災害復旧・住宅耐震診断農振センター管理・村営住宅

建設課長

多田 實

課長補佐 橋 孝治  
主 査 山岡 忍  
事務主任 瀧倉 裕介  
工事検査官 中西 淑博

社会福祉協議会

☎679-2304

専門員 日下 幸子  
専門員 宮前 真理

お気軽にお越しください。

IP 電話番号：代表 5000 ～ 5004

☎679-2817  
IP5006

主 査 下岡 徹  
主 査 梶本 佳史  
係 長 森河 健  
用 務 員 長江真里子

学校給食センター  
調理員 安藝 充代

スポーツ  
クラブ

放送室

1F へ→  
3F へ→

### 健康福祉課 ☎679-2971

老人福祉・障がい者福祉・児童福祉・介護保険・乳児医療・母子保健  
民生児童委員・災害援助・保健衛生・健康増進・予防衛生  
後期高齢者医療・国民健康保険・生活保護

健康福祉課長 森脇 昇一

課長補佐 松下 祐子 主 事 栗原 美幸  
(後期高齢者医療広域連合派遣)  
主 査 西村 一義 主 事 竹内有喜子  
主 査 橋 公司 主 事 補 安藝 織恵  
主 査 佐藤 享恵 保 健 師 谷本 麻衣

### 保 育 所 所 長 近藤つよ子

保育全般

主任保育士 吉田 真希 保 育 士 野田 真代  
保 育 士 福永 恵子 保 育 士 西岡 遥香  
保 育 士 上平 昇代

### 住民税務課 ☎679-2114

戸籍・住民基本台帳・諸証明・印鑑登録・国民年金・税務全般・  
公有財産台帳・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手  
当・弔慰金・選挙管理委員会

住民税務課長 富永 政明

課長補佐 東條 浩文 係 長 角田 寛子  
主 査 住友 桂子 主 事 補 池端 佳奈  
主 査 日下 洋志 主 事 補 長谷川 隼

### 村 長 室

☎679-2137

村 長 原 仁 志

2F へ→

### 村民ルーム

↑  
2F へ

## 迷信と差別のかかわりは？

かつての日本社会は保守的、閉鎖的、排他的なところもあり、また、自分の住む地域だけ良ければよいという利己的なところもありました。その地域に生まれて、そこで一生を終える人が多かったからです。

そのような狭い「世間」の中では、自分でこうするものが正しいと思っても、みんなと違う行動をとると非難されることもありました。

そこで「昔から皆がそうしたものだから、それにしたがっておけば問題がない」とあきらめて、自分の自由な意思で行動できないこともあったでしょう。これがいわゆる「世間体意識」のはじまりと考えられます。

迷信とは、「科学的根拠がなく、社会生活に支障を及ぼす俗信」といわれています。「穴囃」などにとられることが時に不便で窮屈であるにもかかわらず、それにしがってしまふ人々が依然として多いのは、「自分だけ異を唱えて世間からどう見られるか」という世間体意識と大いに関係ありそうです。

差別の問題も同様です。差別は間違っている、一日も早く態度を改めるべきだと理解はしていても、人の視線を気にするあまり、差別してしまうとしたら、やはり世間に同調してしまう意識があるのではないのでしょうか。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

## さなごうちスポーツクラブ案内 5月

〈農振センター〉  
2階和室

アロマヨガ  
20：00～21：00

〈村民体育館〉

卓球  
19：30～21：00  
※バドミントン  
20：00～22：00

- ※印の種目は活動費が必要です。
- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

### ●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局  
(教育委員会内)

☎679-2817 IP 5006



スポーツ振興くじ助成事業

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

3月4日(火)

## 学童保育お別れ会

今年は3人の6年生が巣立ちました。

卒業生からは、「中学校では勉強とスポーツを頑張ります。ありがとうございました。」とお別れの言葉があり、下級生からは、お礼の言葉と記念品を贈呈しました。その後下級生と一緒にゲーム・クイズ・宝さがしなどをして楽しく過ごしました。



## ホップ!ステップ!!福祉!!!

ふれあい昼食会では、年数回村内の保育所児童や小・中学生らとひとり暮らしの高齢者が相互に親睦を深めることを行事の1つとして取り組んでいます。

平成25年度は、10月16日(水)には小学校2年生と、1月23日(木)には中学校1年生と、そして2月20日(水)には保育所児童と交流しました。

参加した高齢者は、「若い子からは元気がもらえていいわ。」と交流出来ることを大変喜ばれていました。中には小さな子どもを見て涙ぐまれている人もいました。



## ●善意銀行だより●

- 松本 茂紀様 ……金一封
- 堀本 安夫様 ……金一封
- 山田 光春様 ……金一封
- 安藝 昌文様 ……金一封
- 佐那河内村婦人会 様 ……金一封

左記の預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を元金とした利子を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。



今年度の体操教室は、農振センターでは毎月開催、桜集会所・嵯峨老人憩いの家・寺谷生活改善センターの各集会所では3か月に1回開催します。痛みやこりなど、気になるところがある人は、気軽にご参加ください。

4月16日(水)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
4月22日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00
4月25日(金)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
4月29日(火)	コーラス教室	ハイジ	13:30~15:00
5月14日(水)	いきいき体操教室	嵯峨老人憩いの家	13:30~15:30

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

## 佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・佐々木・島

## 追上駐車場ゴミ収集場に不法投棄監視カメラを設置しました

ゴミの不法投棄や盗難などの犯罪を防止し、村民の皆さまがより安心してゴミ収集場を利用できるように監視カメラを設置しました。設置に当たっては「佐那河内村不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づき、適切な管理運用を行います。



個人情報に関する内容のため削除しています。

# 情報ボックス

マークの見方 時…時間 所…場所 対…対象  
持…持ち物 問…問い合わせ先

日	曜	行事名	とき・ところ	備考
4/16	水	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
		いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 桜集会所	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
17	木	常会長会	時 19:30~ 所 役場3階	
		保健師相談日	時 10:00~11:20 所 保育所	
22	火	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
		健康料理教室	時 10:00~13:00 所 農振センター1階会議室	対 健康づくりに関心のある人 持 材料代200円、米1合、エプロン、筆記用具
23	水	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
		老人クラブ交流誕生会	時 9:15~12:30 所 保育所	北山楽笑会来所
24	木	乳幼児相談	時 10:00~11:30 (受付) 所 農振センター2階大和室	持 母子手帳
		子ども劇場来演	時 10:00~10:20 所 保育所	子ども劇場 10:45~11:15
25	金	いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 農振センター1階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
28	月	心配ごと相談・行政相談	時 9:00~12:00 所 農振センター1階会議室	
29	火	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
30	水	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
5/6	火	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
7	水	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
12	月	心配ごと相談 人権擁護相談所	時 9:00~12:00 所 農振センター1階会議室	
13	火	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	
14	水	可燃ゴミ・古紙など収集	時 ~11:00 所 追上駐車場	



## 「それいいね！」と「興がる」こと

### ▼ビーチフラッグならぬ、田んぼでフラッグ

「位置について～、よぉ～い、ドンッ！」

田んぼに立てたカヤを目掛けて、子供たちが一斉に走りだす。深水と泥に足を取られてコケそうになりながら、最後はカヤに向かってダイブ！田んぼの縁でそれを大笑いしながらみる人。これは鳴門市大津町で行っていたレンコンの栽培体験と遊びと環境保全をミックスした地域活性化プロジェクト「えんたのれんこん2010」での一コマ。これはとっても評判で県外からも参加者が80人以上も集まるようになりました。

### ▼面白がってやってみる

なぜ、こんなことが始まったのか？最初は、稲を収穫するときに昔使われていた田舟に乗って遊んでいました。でも、あるとき「これでレースしたらおもしろいんじゃない？」ということで、田舟を引っ張って早さを競う田舟レースが始まりました。でも、子供が引っ張るにはちょっと重い。それなら「田んぼでビーチフラッグみたいに駆けっ

こしたらおもしろいやん！コケる子が絶対でるな～、盛り上がるよ」。泥だらけになるので、参加



者はいないかなと思ったものの、子供も大人もみんな「いいね、面白そう！やりたい！」と。

田んぼをこんな遊びの空間に変えてしまったのは「興（きょう）がる」思考。新しいことをやろうとする時には、こんなことしたら失敗するかも、周りからヘンに思われるかも、とどうしても不安・ネガティブになりがち。でも、やってみると

と案外みんなやりたかった事だったり…。そうした“面白がりながら、共感し合いながら”取り組むことで、地域の新しい売りを作り出せるかもしれませんね。（田代）



## チキンナゲット風

### 《作り方》

- ①鶏肉は食べやすい大きさのそぎ切りにし、すりおろしたんにく・塩・酒・こしょうで下味をつけ、しばらくおいておく。
- ②水で調節しながらAで衣を作り、油で揚げる。
- ③好みでケチャップをつける。
- ④ブロッコリーは塩ゆでにし、トマトはくし型に切り、付け合せにする。

### ★ポイント★

お弁当のおかずにも最適です。鶏もも肉を使うとカロリーが高くなります。

### 《材料(4人分)》

鶏むね肉	300g	小麦粉	大5
にんにく	1片	片栗粉	大2
塩	小1/2	卵	1コ
酒	大1	水	適量
こしょう	少々	ブロッコリー	適量
揚げ油	適量	トマト	適量



しあわせごはん

ヘルスメイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり 栄養成分	エネルギー 炭水化物	204kcal 15.5g	蛋白質 塩分	20.7g 0.9g	脂質	5.8g
---------------	---------------	------------------	-----------	---------------	----	------

No.61